



第 2 期

藤沢市

子どもの居場所づくり  
推進計画

2026年(令和8年)3月

藤 沢 市

## はじめに

子どもたちの健やかな成長は、私たち大人の共通の願いであり、学校や家庭だけではない、子どもたちが安心して過ごせる「居場所」の存在は、自己肯定感や社会性を育み、将来を生き抜く力を培う上で、重要です。

国においては、2023年（令和5年）4月に「こども基本法」が施行され、同年12月には「こども大綱」と「こどもの居場所づくりに関する指針」が策定されました。これにより、すべての子どもが権利の主体として尊重され、自分らしく幸せに暮らせる「こどもまんなか社会」の実現のためには、子どもたちが「ありのままの自分でいられる」「誰かとつながっていると感じられる」「やってみよう！という意欲が育まれる」といった環境を持てるようにすること、そして多様なニーズに応える居場所を地域全体で創出することの重要性が示されました。

本市においても、2025年（令和7年）3月に「藤沢市子ども・若者共育計画」を策定し、「こどもの笑顔がつながるまち、ふじさわ ～子ども・若者一人ひとりの可能性を育み、だれひとり取り残さない、あたたかい地域共生社会～」を目指す姿として、様々な取組を進めております。

こうしたことを踏まえ、本計画は「藤沢市子ども・若者共育計画」を補完する位置づけとして、子どもの居場所づくりを推進するための羅針盤として策定されました。子どもの居場所づくりは、単に居場所の数を増やすだけでなく、子どもたち自身が「居たい、行きたい、やってみよう」と心から思える場となるよう、子どもたちの声に真摯に耳を傾け、意見を積極的に取り入れていくとともに、多様な主体が連携・協働し、「人の和」のなかで子どもたちの健やかな成長を支えることが大切です。今後は、本計画に基づき、すべての子どもたちが笑顔で、安心して、自分らしく輝ける「ウェルビーイングなまち」を実現できるよう、これまで居場所づくりにおいて関係者の皆様が培ってこられた土台を礎に、共に創りあげてまいりましょう。

結びに、本計画の策定にあたり、藤沢市子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、ワークショップに参加された子どもたち、子どもの居場所の現状把握のためにヒアリングにご協力いただいた関係機関・団体の皆様、ならびに多くの市民の皆様から、貴重なご意見やご提言を賜りましたことに、心より感謝申し上げます。

2026年（令和8年）3月

藤沢市長

鈴木恒夫



# 目次

第1章 はじめに .....	1
1 経緯と趣旨 .....	1
2 位置づけ .....	2
3 計画期間 .....	2
4 計画の対象 .....	2
第2章 基本的事項など .....	3
1 子どもの居場所の定義 .....	3
2 藤沢で居場所づくりに関わるすべての人と共有したい「居場所づくりの視点」 .....	4
(1) 子どもの権利を守る居場所づくり .....	4
(2) 子どもが主役の居場所づくり .....	4
(3) 安全・安心な居場所づくり .....	5
(4) 地域における多様な子どもの居場所づくり .....	5
第3章 子どもの居場所の状況 .....	7
1 子どもを取り巻く環境や居場所の状況 .....	7
(1) 統計データによる把握 .....	7
(2) 子どもを対象とした意見交換会(ワークショップ)による把握 .....	13
(3) 民営の子どもの居場所に関わる活動団体へのヒアリング調査による把握 .....	16
(4) 地区ごとに見た子どもの居場所 .....	19
2 子どもの居場所づくりにおける課題 .....	21
(1) 子どもと大人の意識の隔たり解消に向けた仕組みづくり .....	21
(2) 担い手の確保と活動の持続性の確保 .....	21
(3) 活動基盤の安定化 .....	22
(4) 子どもの居場所に関する情報の集約化とマッチング機能の強化 .....	22
(5) 子どもの居場所に関わる様々な主体同士の連携強化 .....	22
(6) 居場所における多様なニーズへの対応強化 .....	23
第4章 市が推進する居場所づくりについて .....	25
1 第1期藤沢市子どもの居場所づくり推進計画の評価 .....	25
2 本計画の体系図 .....	26
3 計画の目指す方向 .....	27
(1) 子どもの意見を尊重した居場所づくり .....	27
(2) 多様な居場所の充実に向けた連携強化 .....	27
4 市が推進する居場所づくりにおける対象範囲・推進の視点 .....	28
(1) 対象範囲 .....	28
(2) 推進の視点 .....	28
5 市が推進する居場所づくりの事業 .....	29
(1) ライフステージごとの居場所 .....	30
(2) すべての子どもを対象とした居場所 .....	49
(3) 多様なニーズ・様々な背景を持つ子どもに応じた居場所 .....	57
(4) 官民連携・支援による子どもの居場所 .....	62
(5) すべての市民が使える施設における子どもの居場所 .....	67
第5章 計画の推進に向けて .....	69
1 推進体制 .....	69
2 進捗管理 .....	69
3 計画の指標 .....	70

# 第1章 はじめに

## 1 経緯と趣旨

少子高齢化や核家族化の進行、共働き家庭の増加、地域とのつながりの希薄化など家庭や地域をとりまく環境の変化に伴い、子育て当事者の子育てに対する不安や負担感が高まっています。

また、子どもにとって、学童期・思春期・青年期は心身が大きく成長し、自己肯定感や社会性を育み、アイデンティティを形成していく重要な時期です。生まれ育つ環境に左右されず、健やかに成長し、自らの未来を切り拓く力を育むためには、多くの子どもの生活の中心となっている家庭や学校だけでなく、安全・安心に過ごし、自分らしくいられる居場所は重要で、特に放課後の時間や様々な葛藤を抱える思春期の多様なニーズに対応できる居場所づくりの取組は必要不可欠なものとなっています。

藤沢市(以下、本市という。)では、「藤沢市子ども・子育て支援事業計画」の下で取り組む放課後児童クラブの整備計画を軸として、子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画である「藤沢市子ども共育(ともいく)計画」を補完する「藤沢市子どもの居場所づくり推進計画」を2020年(令和2年)に策定して、就学児童の居場所づくりを推進してきました。

国が2023年(令和5年)12月に策定した「こどもの居場所づくりに関する指針」(以下、国の指針という。)では「居場所がないことは孤独・孤立の問題と深く関係しており、こどもが生きていく上で居場所があることは不可欠」であると示すとともに、その場や対象を居場所と感じるかどうかは、子ども自身が決めることであるとし、子どもの視点に立ち、子どもの声を聴きながら進めることを、子どもの居場所づくりの根幹に据えています。さらに、より質の高い子どもの居場所を持続的に確保するためには、行政、民間団体、学校、企業等が分野を超えて連携・協働し社会全体で取り組むことの重要性が示されています。

本市が2025年(令和7年)3月に策定した「藤沢市子ども・若者共育計画」(以下、共育計画という。)では、これまでの国の動向や本市の関連計画との整合を図りつつ「こどもの笑顔がつながるまち、ふじさわ～子ども・若者一人ひとりの可能性を育み、だれひとり取り残さない、あたたかい地域共生社会～」を目指す姿とし、施策の柱の一つに「子ども・若者の居場所の充実」を掲げ、これまでの取組の評価や居場所及び居場所づくりの現状や課題、国の方向性等を踏まえて「子どもの居場所づくり推進計画」を見直し、幅広く取組を進めていくための考え方をまとめた「第2期藤沢市子どもの居場所づくり推進計画」(以下、本計画という。)を策定することになりました。

### 本計画における「こども」「子ども」の取扱い

共育計画の補完計画という性質に鑑み、対象を明確化させるため、「こども基本法」など法令等に基づく表記が必要な場合を除き、原則として「子ども」と表記します。



## 2 位置づけ

本計画は共育計画を補完する計画であり、放課後児童クラブの整備計画を内包し、多様な観点で広がりを見せる子どもの居場所づくりに関する考え方や取組、支援策についての方向性を示すものです。

## 3 計画期間

本計画の計画期間は、終期を共育計画に合わせ、2026年度(令和8年度)から2029年度(令和11年度)までの4年間とします。

なお、本計画は各年度において進捗管理を行い、共育計画と同様に、中間年を目安として必要に応じて計画の見直しを行うものとしています。

## 4 計画の対象

本計画は、子どもが自らの意思で居場所に行くことができる学童期(6~12歳)、思春期(13~15歳)及び青年期(16~18歳)の子どもの居場所と居場所づくりを主な対象としますが、子どもの居場所を広げるという観点から、ほかのライフステージの方を対象とした居場所事業や施設等を含む場合があります。

